

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 杵岐振興局

H22.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	杵岐振興局	管理部 総務課	H22.4.1	平成22年度燃料類 (レギュラーガソリン・ 軽油)単価契約	ガソリン @147 軽油 @120	杵岐市勝本町大久保触184 1 杵岐市石油組合 代表 村川耕造	局の組織に空港管理事務所・旧農業改良普及所・ 旧家畜保健衛生所が含まれ、現場も管内一円である ことから、島内各所での給油が必要になる。しかし 島内一円に事業展開している業者はいない。 そこで、島内のほとんどが組合員である杵岐市石 油組合と契約すれば、必要なときに給油ができ、よ り円滑な業務遂行が可能となるため。	第167条の2 第1項第2号
2	杵岐振興局	管理部 総務課	H22.4.1	杵岐振興局総合庁舎 (杵岐保健所含む) 宿日直業務委託	2,922,000	個人のため未記入	職員の勤務時間外である平日の夜間及び休日 においても、施設、設備の巡視等により、庁舎の安全 を確保し、かつ、庁舎の電話、電報及び郵便物の収 受等の業務を併せて行うものであるが、警備業者だ と委託料が割高(7,761,393円)であるため、個人(2 人)との方が有利な価格で契約できると見込まれ る。 また、宿日直という業務の性格上、信頼性、的確 性を強く求められることから、長年自衛隊に勤務し 職務を遂行した者2名と契約する。	第167条の2 第1項第2号
3	杵岐振興局	保健部 衛生環境課	H22.4.1	犬捕獲抑留等業務委 託	2,774,600	個人のため未記入	当業務は犬の捕獲抑留、殺処分並びに焼却処分 という特異な性質をもった業務であり、業務に関して 地域の状況に精通し、信頼できる者に委託する必 要があるが、現在のところ当(契約の相手方)の 他には管内に適当な人物が見当たらない。 当人は、地域、地形及び犬猫の習性等を熟知して おり、経験豊富で技術性も高い。また、当業務は地 域住民とのトラブルも少なくないが、対人への対応 力もあり、最も信頼できる者である。 更に当業務は、狂犬病予防法に基づき、県知事 から狂犬病予防技術員の指定を受けた者へ委託す ることになっていること、また、上記のような特殊性・ 困難性から、競争入札による契約は、委託目的が 十分に達成されないおそれがあるため適しないと判 断した。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 壱岐振興局

H22.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	壱岐振興局	建設部 空港管理事務所	H22.4.1	壱岐空港照明施設維持管理委託	8,242,500	壱岐市芦辺町諸吉二亦触 1853-1 株式会社九電工 壱岐営業所 所長 宮原 政勝	<p>当該業務は航空灯火施設の機能を常に完全な状態に保つことにより、航空機の安全かつ安定した運航を確保することを目的としている。航空灯火施設は飛行機の航行の援助、離陸及び着陸を援助するために設置された施設であり、運航の安全性、就航率の向上を確保するために必要な航空保安施設の一つである。そのため、施設の維持管理に問題がありひとたび障害が発生した場合、航空機災害に繋がる恐れがあり、また復旧が遅れた場合には当該空港の利用者だけでなく、機材繰りの関係から他空港の利用者にも影響を及ぼす可能性がある非常に重要かつ困難な委託業務である。</p> <p>以上のことから、業務の目的を確実に遂行するために委託業者が具備すべき最低限必要な条件を検討した結果、次のとおりである。</p> <p>(1)委託場所の所在する島内に本社、本店又は営業所等を有すること(日常点検、臨時点検及び復旧作業への対応が可能なこと)</p> <p>(2)土日祝日の他、盆正月等の休日にも対応できる社員(電気工事士)を島内に恒常的に雇用していること(日常点検、臨時点検及び復旧作業への対応が可能なこと)</p> <p>(3)航空灯火施設の維持管理又はある規模以上の設置工事の施工実績を有していること(航空灯火施設の重要性、特殊性を理解し早急な復旧作業への対応が可能なこと)</p> <p>検討の結果、空港所在地が離島であるため、上記の条件を満足する業者(電気工事業者)は1者しかいないと判断され、また上記の条件を緩和し一般競争入札に移行することは航空灯火施設の機能を常に完全な状態に維持しなければならない本業務の性質上適さないと考えられる。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 壱岐振興局

H22.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	壱岐振興局	建設部 空港管理事務所	H22.4.1	壱岐空港消防業務委託	42,206,000	壱岐市本村触562 壱岐市長 白川 博一	本業務は、壱岐空港及びその周辺における航空機事故の発生、またはその恐れのある事態に際し、空港管理者との緊密な連携のもと一貫した消防救難活動を行い、被害の防止又は軽減を図るものであり、消防及び救急救難業務を行うものは地元市町村しかないため。	第167条の2 第1項第2号
6	壱岐振興局	建設部 管理・用地課	H22.4.1	平成21年度郷ノ浦港緑地、印通寺港緑地及び勝本港緑地管理委託	1,287,510	壱岐市本村触562 壱岐市長 白川 博一	<p>県は港湾管理者として港湾施設の適正な維持管理を行わなければならない、港湾緑地についても構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合して、通常予想される危険を防止するための措置を行い、管理瑕疵がないようにしなければならない。</p> <p>また、施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐため、維持補修工事的物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。</p> <p>上記により、港湾緑地の管理は直営で行うべきであるが、日常港湾施設の通常使用にかかる委任事務を取り扱う等行政責任があり、かつ、委託地域の情勢等により精通した壱岐市に業務を委託することで緑地の維持管理を適正に行うことができる。</p>	第167条の2 第1項第2号
7	壱岐振興局	管理部 総務課	H22.4.7	壱岐振興局庁舎冷暖房空調機器保守業務委託	1,225,350	福岡市博多区 住吉1丁目2番25号 三菱電機ビルテクノサービス株式会社 九州支社役員 理事支社長 日高定幸	<p>当該業務は本館地階機械室に設置している冷暖房空調機器の円滑な運転並びに安全保持を目的としており、当該設備を正確迅速に保守できる業者でなければならない。なお、冷凍機器等が三菱電機製であり、三菱電機ビルテクノサービス株式会社の他に当該設備を保守できる業者はいない。(壱岐市内にもいない)</p> <p>また他の保守会社に依頼してもメーカー等が違うということで保守業務の見積りすらしてくれない状況である。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 吉岐振興局

H22.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	吉岐振興局	農林部 農林整備課	H22.7.1	経営体育成基盤整備事業刈田地区換地事務	5,868,000	吉岐市本村触562 吉岐市長 白川 博一	当該業務は、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示946号)の第3条により、委託先が市町村 土地改良区 その他知事が特別に認めた者、とされている。その中で、当該事業の刈田地区では土地改良区を設立しているものの、事務長一人で改良区の事務管理をしており、換地事務に関する事務や換地委員等の調整もできない。地域の実情、換地調整業務の状況及び受益者の事情等に精通している吉岐市と契約を結ぶ必要があるため。	第167条の2 第1項第2号
9	吉岐振興局	建設部 建設課	H22.7.1	一般国道382号他6線道路改良工事(監督補助業務委託)	15,309,000	大村市池田2丁目1311番3 財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 野田 浩	当該業務は、軟弱地盤対策工事等の施工・管理状況について、工事請負者から提出された各種資料等の設計図書との照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響が与える業務である。 また、工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを、契約の相手方として特定する。	第167条の2 第1項第2号
10	吉岐振興局	農林部 農林整備課	H22.8.25	経営体育成基盤整備事業原田地区換地事務	1,957,000	吉岐市本村触562 吉岐市長 白川 博一	当該業務は、「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」(平成15年8月8日長崎県告示946号)の第3条により、委託先が市町村 土地改良区 その他知事が特別に認めた者、とされている。その中で、当該事業の原田地区では土地改良区を設立しておらず、換地事務に関する事務や換地委員等の調整もできない。地域の実情、換地調整業務の状況及び受益者の事情等に精通している吉岐市と契約を結ぶ必要があるため。	第167条の2 第1項第2号

平成22年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 吉岐振興局

H22.9.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	吉岐振興局	農林部 農林整備課	H22.9.16	刈田院地区実施設 計業務委託	23,205,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体 連合会 会長 宮本 正則	<p>換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下、「面工事事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって、土改連の協力を得ている。</p> <p>・面工事事業の調査、測量、設計とは表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。</p> <p>このことから、測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。競争入札に付した場合、個人情報等の公開を伴う可能性が高い。</p> <p>以上により、県土連以外への業務委託は困難であるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。</p>	第167条の2 第1項第2号